

オープンウォータースイミング競技 公認審判員資格規程

第1条（目 的）

この規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という）公認競技役員資格規程第2条の2「公認審判員制度」規程に基づき、オープンウォータースイミング（以下、「OWS」という）競技の公認審判員（以下、「公認審判員」という）に関する基準を定め、判定が公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得させ、ひいてはOWS競技の普及、発展に寄与することを目的とする。

第2条（種 別）

公認審判員の種別は、下記のとおりとする。

- 1 OWS 競技 C 級公認審判員（以下、「C 級審判員」という）
- 2 OWS 競技 B 級公認審判員（以下、「B 級審判員」という）
- 3 OWS 競技 A 級公認審判員（以下、「A 級審判員」という）

第3条（編 成）

公式・公認競技会の競技役員は、本連盟の公認審判員で編成しなければならない。なお、公認審判員が不足する場合は、競技者の失格判定に直接関与しない役職に限り、公認競技役員または補助役員をもって充てることができる。

第4条（資格審査）

公認審判員の資格審査は、下記のとおりとする。

- 1 公認審判員として必要な競技ならびに競技会運営に関する専門知識、および実務経験の有無について行なう。
- 2 加盟団体の推薦を受け、本連盟の OWS 委員会が行なう。
- 3 OWS 委員会の審査結果は、本連盟資格審査委員会に諮られ、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。
- 4 前項に関わらず、C 級審判員の認定については、OWS 委員会が審査し、適格と認められた者に対し、本連盟より資格を与える。

第5条（資格および申請条件）

- 1 公認審判員の資格および申請条件は、次の各号に掲げる者とする。
 - 1) C 級審判員
 - イ) 18 歳以上の者（高校生を除く）
 - ロ) 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
 - ハ) 本連盟が定める OWS 競技公認審判員講習会を受講し、検定試験に合格した者。
 - ニ) 本連盟が定める 1 日間の実技研修を修了した者。但し、本連盟の競泳競技公認審判員登録者は実技研修を免除する。
- 2) B 級審判員
 - イ) 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
 - ロ) C 級審判員資格取得後、実務を 4 カ年以上継続した者。実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさす。
 - ハ) 加盟団体より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。

3) A 級審判員

- イ) 本連盟の公認競技役員の登録を行なった者。
- ロ) B 級審判員資格取得後、実務を 4 カ年以上継続した者。実務とは、本連盟主催 OWS 競技会または本連盟認定 OWS 競技会における実務をさし、1 回以上の本連盟主催 OWS 競技会における実務を含まなければならない。
- ハ) 加盟団体ならびに本連盟 OWS 委員会より推薦を受け、本連盟資格審査委員会により適格と認められた者。

第 6 条（登 録）

本連盟に公認審判員資格を認定された者は、本連盟に公認審判員として登録することができる。

第 7 条（更 新）

公認審判員の登録は、4 カ年を経過する毎に登録の更新をしなければならない。

なお、特別な理由により登録の更新ができなかった場合、申請により、従前の資格またはその下の資格を認定することができる。

第 8 条（研 修）

公認審判員は、OWS 競技の専門的知識および競技会運営の向上のために、本連盟または加盟団体の主催する研修会に参加しなければならない。

なお、4 カ年に 1 回以上、上記の研修会への参加を怠った場合は、資格の更新を行なうことができない。

第 9 条（登録料）

公認審判員は、登録にあたって次に定める登録料を、本連盟に納入しなければならない。

C 級審判員	4, 0 0 0 円
B 級審判員	6, 0 0 0 円
A 級審判員	8, 0 0 0 円

第 10 条（役員証および役員手帳）

公認審判員は、競技役員の任にあたる際には、公認競技役員証および公認審判員証を携行しなければならない。また、審判業務の記録として、役員手帳に競技会主催者より証明を受けなければならない。

第 11 条（資格の取消し）

下記の事由に該当する場合は、本連盟資格審査委員会の審議を経て、資格を取り消すことがある。

- 1 審判業務中に特定の選手に有利または不利となるような判定を故意に行うなど、不正行為や倫理違反を行った場合。
- 2 更新登録を特別な事由なく 1 年間以上怠った場合。
- 3 審判研修会を特別な事由なく受講しなかった場合。

第 12 条（細 則）

本規程施行のための細則は、別に定める。

第 13 条（改 廃）

本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、2015（平成 27）年 4 月 1 日より制定・施行する。
 - 2 本規程は、2024（令和 6）年 6 月 8 日より一部改定施行する。
 - 3 本規程は、2025（令和 7）年 6 月 14 日より一部改定施行する。